

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、

業務用機械器具製造業最低賃金

適用する使用者	<p>(1) はん用機械器具製造業</p> <p>(2) 生産用機械器具製造業</p> <p>(3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)</p> <p>(4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>
適用除外労働者	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <ul style="list-style-type: none">イ 清掃、片付け又は賄いの業務ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務ハ 塗装におけるマスキングの業務ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)